

平成29年第3回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

- 日程第 1 報告第 1 号 平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
について
- 日程第 2 報告第 2 号 平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業
特別会計）について
- 日程第 3 報告第 3 号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 議案第28号 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 7 議案第29号 平成29年度氷川町一般会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第 8 議案第30号 平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について
- 日程第 9 議案第31号 工事請負契約の締結について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番 河 口 涼 一	2 番 清 田 一 敏
3 番 長 尾 憲二郎	4 番 上 田 俊 孝
5 番 江 寄 悟	6 番 三 浦 賢 治
7 番 松 田 達 之	8 番 片 山 裕 治
9 番 米 村 洋	10 番 笠 原 良 一
11 番 上 田 健 一	12 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 畑 野 照 美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	陳 野 信 次
企画財政課長	濤 岡 美智代	税 務 課 長	西 田 美 子
町民環境課長	野 田 俊 明	健康福祉課長	増 永 光 幸
農業振興課長	前 田 昭 雄	農地整備課長	尾 村 幸 俊
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	稲 田 和 也
商工観光課長	平 山 早 苗	会 計 管 理 者	橋 本 智 明
学校教育課長	岩 本 博 美	生涯学習課長	山 本 昭 義
農業委員会事務局 長	星 田 達 也	代表監査委員	本 田 孝 志

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（片山裕治君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 報告第 1 号 平成 28 年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
について

日程第 2 報告第 2 号 平成 28 年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業
特別会計）について

日程第 3 報告第 3 号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 5 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 議案第 28 号 氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の一部を改正
する条例について

日程第 7 議案第 29 号 平成 29 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 号）につい
て

日程第 8 議案第 30 号 平成 29 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）について

日程第 9 議案第 31 号 工事請負契約の締結について

○議長（片山裕治君） 日程第 1、報告第 1 号、平成 28 年度氷川町繰越明許費繰越計
算書（一般会計）についてから、日程第 9、議案第 31 号、工事請負契約の締結に
ついてまで一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

提案理由の説明をいたします。本定例会に提案をいたしておりますのは、報告 3
件、承認 2 件、条例の一部改正 1 件、平成 29 年度氷川町一般会計並びに特別会計
補正予算 2 件でございます。

報告第 1 号及び報告第 2 号は、平成 28 年度氷川町繰越明許費繰越計算書、一般
会計及び下水道事業特別会計について、報告第 3 号は、有限会社氷川町まちづくり
振興会の経営報告について、このあと、それぞれ各課長よりご報告をさせます。

承認第 1 号は、氷川町税条例の一部を改正する条例につきまして、承認第 2 号
は、平成 28 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号につきまして、地
方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、報告及び承
認を求めるものでございます。

議案第 28 号は、氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の一部を改正する条

例でございまして、受給資格等、よりわかりやすく、表現するため改正するものでございます。

議案第29号は、平成29年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億73万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ70億5,803万2,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、県支出金6,701万円、繰越金3,656万円、町債2億9,875万円で、歳出の主な予算は、総務費3,099万1,000円で、その内容は役場駐車場及び多目的駐車場測量設計業務委託料並びに熊本地震復興基金補助金コミュニティ施設等でございます。農林水産業費4,527万7,000円でございます。主な内容は被災農業者向け経営体育成事業費の事業費でございます。消防費1億5,569万3,000円、主な内容は庁舎危機管理室等の増築工事並びに防災行政無線デジタル化整備費でございます。教育費1億4,114万4,000円、内容は竜北東小学校並びに竜北西部小学校のプール改修費でございます。

議案第30号は、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ69万円を追加し、歳入歳出総額を15億9,765万円とするものでございます。歳入の主な予算として、諸収入69万円、歳出の主な予算は、諸支出金69万円で、保険料、還付金等でございます。

議案第31号は、氷川町防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（片山裕治君）　これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君）　報告第1号、平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。10款、総務費、15項、戸籍住民基本台帳費の通知カード、個人カード事務、委任交付金事業の96万4,000円は国の繰越事業により繰り越すものでございます。20款、衛生費、10項、清掃費の災害等廃棄物処理事業の5億3,411万5,000円は、公費解体に日数を要したため、年度内完了の見込みがないため、繰り越すものでございます。

25款、農林水産費、5項、農業費の被災農業者向け経営体育成支援事業の6億1,997万5,000円は、熊本地震による復旧であり、解体の遅れに伴い再建工事が年度内に完了できないため繰り越すものでございます。地方創生拠点整備、農産加工研修センター改修事業8,034万円は、国の補正予算によるもので、事業執行期間がないため、繰り越すものでございます。団体営農業農村整備事業211万8,000円は交付金の決定が遅れたため、年度内に事業が完了しないため、繰り越すものでございます。30款、商工費、5項、商工費の住宅リフォーム等促進事業災害復旧の320万円は、年度内に工事が完了しない見込みの住宅があることによる繰り越しでございます。35款、土木費、5項、土木管理費の氷川町耐震改修促進計画見直し事業の451万円は、県計画との調整に時間を要し、年度内完了が見込めないため、繰り越すものでございます。10項、道路橋梁費の道路路面性状調査等事業80万円は、交付金の決定配分等に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、町道八間川氷川堤防第1号線、道路改良事業の1,314万円、町道川上立神線道路改良事業2,449万5,000円及び町道氷川中南線道路改良事業650万円は、関係者との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものでございます。50款、災害復旧費、10項、公共土木施設災害復旧費の道路施設等災害復旧事業594万2,000円は、関係者との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

以上の12事業でございます。繰越額の合計が12億9,609万9,000円あります。財源内容、内訳といたしましては、国・県支出金が7億9,849万2,000円、地方債が3億3,340万円、一般財源が1億6,420万7,000円となっております。

以上で、報告第1号、平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（片山裕治君） 建設下水道課長、前崎誠君。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、報告第2号、平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）についてご報告いたします。

平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおりご報告いたします。

報告書を開けていただきまして、繰越事業につきましては、5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、上新田処理分区枝線整備事業でありまして、翌年度繰越額が1億2,720万円あります。財源内訳は、国庫支出金5,171万6,000円、地方債7,540万円、一般財源8万4,000円あります。繰り

越しの理由といたしましては、国の補正予算でありまして、熊本地震の影響による関係機関との調整に時間を要し、本事業の年度内完了ができなかったものでございます。

以上で、報告第2号、平成28年度氷川町繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）について報告を終わります。

○議長（片山裕治君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 報告第3号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成28年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告します。

まず、事業年度であります、平成28年度営業計画の結果からご報告いたします。資料の2ページをご覧ください。直売所の1につきましては、平成28年度の新規入会者は4名と多くありませんでしたが、若い出荷意欲旺盛な会員で、今後の活動が期待できます。また、若い会員のネットワークにより、新たな会員予備軍の掘り起こしにつながる材料となります。

2につきましては、野菜生産者の希望者にトウモロコシ、枝豆などの種代の補助、ぶどう部会の会員には産地化形成のために、新品種「クイーンニーナ」の苗代の補助を行いました。

3につきましては、直売所レジ上部に設置した、PR用モニターで物産館のオリジナルDVDを放映しています。生産者のPR用は、若手出荷者が自主制作したものを同様に放映しています。

5につきましては、社内研修、セミナーへの派遣を行っています。今後も継続的な指導・育成を行っていきます。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。農村レストランの1につきましては、スタッフ考案の「サラダ麺」等の低カロリーメニューを季節前に提供しました。食材は町内産農産物を中心に、業務用食材は極力使用を控えています。

2につきましては、保健所等による衛生検査では、優良事業所として認定され、また定期的に専門業者による厨房器具等の菌検査を実施しています。接客力には、まだまだ未熟な部分もあり、今後の研さんが必要です。

おやつ工房の1につきましては、休日など、集客増が見込める営業日には、スタッフを増員し、レンコンチップスなど、根菜を使った新作の提供を行っています。2につきましては、専従者の公休日と繁忙期に限り、臨時採用のスタッフを確保しました。

「氷川のしずく」の1につきましては、韓国語を話せるスタッフを雇用し対応をいたしました。また、直売所同様、PR用モニターにおいて、物産館及び氷川町の

プロモーションビデオを放映しています。

2につきましては、JRの企画を利用した接客向上トレーニングを行いました。農産加工センターの1につきましては、SL人吉に加え、最新の「かわせみ やませみ」といった観光列車への晩白柚飲料の導入が始まり、順調に納入が増加しています。

資料の4ページをご覧ください。ツーリズム事業の1につきましては、数年で各種農業体験イベントを開催し、町内外から615名の参加がありました。3につきましては、試験的な取り組みとして、氷川ツーリズムクラブの協力で、農産物を栽培し、直売所への出荷を行いました。

外商事業の1につきましては、会場使用料等の値上げもあり赤字となりましたが、今後も「氷川町特産品販売フェア」の活用を含め、検討を続けます。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。7ページをご覧ください。7ページの損益計算書になります。まず、右側の欄をご覧ください。一番上の数字が売上高合計になります。2億6,371万6,867円に対し、在庫や経費を引いたものが上から5段目の営業利益金額980万400円になります。この額に営業外の収益や費用を加減したものが、下から4段目の経常利益金額1,028万2,902円となります。この額から法人税を差し引いて、当期純利益金額は一番下の733万7,292円となっております。

次に、6ページの貸借対照表の右下の純資産の部をご覧ください。前期までの繰越利益に当期純利益733万7,292円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は3,934万5,579円となります。よって、純資産は資本金と合わせて、下から2段目の6,084万5,579円を保有しております。

最後に9ページをご覧ください。これは決算をまとめたもので、売上と販売費及び一般管理費を項目別に計上しております。なお、消費税を除いた数字であります。また、1,000円以下は省略いたします。

まず、売上に関しまして、上の表になります。前年比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が116.2%で、1億3,409万円となります。これは梨、ミカン、ブドウ等の売上が伸びたものです。レストランも前年比伸び率が105.5%で、4,469万円となります。これは手づくりメニューが好評で、客数が伸びています。外販は熊本地震で、特産品販売会ができなかったため、前年比伸びが89.2%となり、1,569万円になっています。売上高合計は108.1%の伸びです。

次に、販売費及び一般管理費に関して、下の表をご覧ください。前年比較で主なものは、8段目の外注費で121万円の増で142万円。これは「氷川のしずく」

の欠員を人材派遣会社に外注したためです。９段目の荷造り運賃発送費は３３２万円の増で１,３６３万円。２１段目の支払手数料も１３４万円の増で２０８万円。これはＪＡと日本郵便の梨のカタログ販売が好調で、運賃・手数料ともに増加したものです。２４段目の寄附金は１９１万円減額し、９万円となっております。販売費合計は、下から８段目で１億４,５９９万円となっております。当期の最終利益は、先ほど７ページでも説明しましたが、一番下の７３３万円の黒字となっております。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（片山裕治君） 税務課長、西田美子君。

○税務課長（西田美子君） 専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をした事件について、同条第３項の規定により、別紙のとおりご報告し承認を求めるものでございます。

承認第１号の主な改正内容といたしましては、個人所得課税改革として、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、平成２８年度末で期限切れを迎える環境への負荷の少ない軽自動車税の特例措置の見直し、また固定資産税関係では、災害に関する税制上の措置が常設化されたことに伴うとなっております。なお、税条例の改正内容は平成２９年４月１日から施行する必要があるため、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が３月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が３月３１日に公布されました。町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２９年３月３１日付け専決処分をしたものでございます。

以上で、承認第１号の説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 承認第２号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をした事件について、同条第３項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決第２号、平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算、第３号は次に定めるところでございます。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出補正予算によるものです。歳出のみの補正となります。

６ページ、歳出をご覧ください。１０款、５項、５目、後期高齢者医療広域連合納付金、１９節、負担金補助及び交付金を１３万９,０００円増額し、１５款、保

険事業費、5項、健康保持増進事業費、5目、健康診査費、7節、賃金を13万9,000円減額したものです。これは後期高齢者医療広域連合納付金に予算の不足が生じたため、専決したものでございます。

以上で、承認第2号、専決処分の報告及び承認についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 議案第28号をご説明させていただきます。氷川町すこやか赤ちゃん出産祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現行の出産祝金の受給資格をより明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページでございますが、第2条中、「出産によって子の父又は母となった者で、受給後も引き続き1年以上町内に居住及び同居し、現に当該子を養育している者とする」を「子の出生の日から起算して1年以上祝金の対象となった子（以下、当該子という）とともに町内に居住する母若しくは父又は当該子を養育する者（以下、養育者という）に支給する」に改めるものでございます。受給資格で、父母以外に実際に対象となった当該子の養育者も受給資格があるとするもので、親権者の死亡もしくは離婚等による、特にやむを得ない事情により、親権者と子が同居できない場合の養育者などの受給資格を追加、明記したものでございます。

次に、第3条の見出しを「祝金の支給額及び支給期間」に改め、「同条中、出生した子の順位により、次の各号に定める額とする」を「子が出生した日から起算して1年間を支給年度として、各支給年度につき10万円とする」に改め、同条各号を削り、同条に次の3項を新たに加えるものでございます。第2項で祝金の支給期間は出生した子の順位に応じ、次の各号に定めるとおりとするものでございます。第1号で第1子から第3子までの支給期間を1年とするもの、第2号で第4子の支給期間を3年間とし、第3号で第5子以降は5年間とするものでございます。これは祝金の支給額及び支給期間を各年度ごとに10万円という支給額を明記し、第4子は、それを3年間にわたり支払います。第5子以降は、それを5年間にわたり支払いますと明確化したものでございます。第3項で祝金は、当該の母若しくは父又は養育者のいずれかに支給するとし、第4項で祝金は、次条で定める申請の際に、前条の受給資格を満たす意思を明らかにした母若しくは父又は養育者については、当該受給資格を満たす前に支給することができると、それぞれ追加するものでございます。

次に、2 ページ目でございますが、第 5 条中、「支給の決定又は却下するものとする」を「祝金の支給又は不支給を決定し、申請者に通知するものとする」に改めるものでございます。

次に、第 6 条中、「祝金を支給した後に、受給者が受給資格の要件を逸したとき又は偽りその他の不正行為により祝金を受給したと認めたときは、支給額の全部又は一部の返還を命ずることができる」を「その支給年度の祝金を受給した者が、当該支給年度の途中で町外に転出したとき又は偽りその他の不正行為により祝金を受給したと認めたときは、受給した祝金の返還を命ずることができる」に改め、同条に次に第 1 項を加えるものでございます。

第 2 項とし、「前項の規定にかかわらず、転出した理由がやむを得ないと町長が認めた場合の祝金の返還額は、当該支給年度の開始から町外に転出した日までの期間について、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を既に受給した当該支給年度の祝金に乗じた額とする」とし、第 1 号で 1 カ月以上 3 カ月未満は 4 分の 3、第 2 号で 3 カ月以上 6 カ月未満は 4 分の 2、第 3 号で 6 カ月以上 1 年未満は 4 分の 1 と、祝金の返還割合を追加、明記したものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第 29 号、平成 29 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

開けていただきまして、1 ページをご覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7 3 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70 億 5,803 万 2,000 円とする補正予算でございます。

まず、4 ページをご覧ください。第 2 表、債務負担行為の補正でございます。追加になりますが、氷川町防災行政無線デジタル化更新整備事業を本年度から 3 年間の事業として行います。主な内容として、本年度は役場に屋外スピーカーやアンテナを設置、平成 30 年度に役場親局と各地区の屋外拡声支局等の設置。平成 31 年度は各世帯への個別受信機の配備を計画しております。債務負担行為の期間が平成 30 年度から平成 31 年度までで、限度額 9 億 3,350 万円でございます。

5 ページをご覧ください。第 3 表、地方債補正でございます。変更になります。総務債を 2 億 1 60 万円に、土木債を 1 億 8,430 万円に、消防債を 2 億 1,760 万円に、教育債を 1 億 4,330 万円に、災害復旧債を 9 45 万円に補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。11 ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、13節、委託料の1,197万8,000円につきましては、役場西側に災害時の車中泊者の避難場所として、また不足しております文化センターと竜翔センターの駐車場としての多目的駐車場を整備するため、その予定地の不動産鑑定委託料と、また役場敷地内に防災機能を高めるため、危機管理室を増築しますので、駐車場スペースが狭くなるため、多目的駐車場と併せて役場駐車場の再整備を行う必要があります、役場駐車場及び多目的駐車場測量設計業務委託料を計上するものでございます。合併特例債を財源に充て、整備するものです。

13目、振興局費、13節、委託料、275万4,000円につきましては、まちづくり酒屋が地震の被害を受けておりますので、復旧に向けた保存・整備工事設計業務委託料でございます。まちづくり酒屋は国の登録有形文化財の登録を受けておりますので、7割の国庫補助を受けて行うものでございます。

19節、負担金補助及び交付金の1,487万円は、平成28年熊本地震復興基金補助金で、地域のコミュニティを維持するための施設の修繕等に係る費用の2分の1を補助するものでございます。神社等の修繕に13地区から申請があつており、財源は県補助金になります。

13ページをご覧ください。25款、農林水産費、5項、農業費、10目、農業振興費、1枚開けていただき14ページになります。19節、負担金補助及び交付金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は農舎の改修再建に係る費用の約9割を補助するもので3,656万1,000円、財源は事業費の約7割が県補助金となります。攻めの園芸生産対策事業費補助金は事業費の約3割の補助で424万3,000円。果樹競争力強化推進事業費補助金は、事業費の5割の補助で50万7,000円。この2件の財源につきましては、全額が県の補助金でございます。

25目、農地費、19節、負担金補助及び交付金の247万6,000円は平成28年熊本地震復興基金補助金で、被災した農地を農家自らが行う復旧作業等に対しての費用の2分の1を補助するものでございます。財源は県補助金になります。

15ページをご覧ください。30款、商工費、5項、商工費、20目、竜北公園費、13節、委託料の450万円は地震とその後の豪雨により、竜北公園内の憩いの広場、北東側法面が崩壊しているため、災害復旧のための測量設計業務委託料でございます。25目、立神峡公園費、11節、需要費の183万6,000円は、立神峡公園内のマンホールポンプの能力低下により交換を行う修繕料でございます。

35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、19節、負担金補助及び交付金は熊本県戸建木造住宅耐震改修等促進事業補助金として、木造住宅の耐震

設計と耐震改修工事に係る補助金で240万円、平成28年熊本地震復興基金補助金で、罹災宅地の原型復旧を基本とする工事等に対する補助金200万円でございます。

10項、道路橋梁費、15目、道路新設改良費、1枚開けていただき、16ページになります。15節、工事請負費は町道河原鹿島西網道線道路改良工事400万円と町道太尾刈萱橋線道路改良工事250万円で、2件とも交差点部分の拡幅工事でございます。

17ページをご覧ください。40款、消防費、5項、消防費、15目、消防施設費、19節、負担金補助及び交付金461万1,000円は消防用施設整備補助金で、中大野地区と今地区からの要望によるものでございます。25目、災害対策費、15節、工事請負費は本庁舎の防災機能を高めるため、防災行政無線室や危機管理室を役場東側に増築するもので、鉄筋コンクリート平屋建て191平方メートルの庁舎危機管理棟増築工事費1億3,680万4,000円で、財源には合併特例債を充てることとしております。また併せまして、多種多様化する災害に備えるため、アナログ式からデジタル式の防災行政無線へ更新整備工事700万円でございます。防災行政無線デジタル化更新整備事業につきましては、先ほど債務負担行為補正でご説明しましたとおり、本年度から3年間の事業として行い、財源としましては緊急防災・減災事業債を充てることとしております。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、15節、工事請負費は次を開けていただきまして18ページです。竜北西部小学校の大小プール改修等併せてトイレ、更衣室、控室、倉庫、ポンプ室を備えた付属等の改築工事で8,175万円。竜北東小学校は小プール改修工事等で4,900万円、財源は合併特例債を充てての事業でございます。

20項、社会教育費、10目、公民館費、19節、負担金補助及び交付金の563万4,000円のうち、平成28年熊本地震復興基金補助金405万4,000円は地区公民館の修繕等に係る費用の2分の1の補助で、地区からの申請によるものでございます。

19ページをご覧ください。50款、災害復旧費、10項、公共土木施設災害復旧費、5目、公共土木施設災害復旧費、15節、工事請負費の675万円は地震被害による立神地区の水路復旧工事でございます。単独災害復旧事業債を財源に充てるものでございます。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。8ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の減額につきましては、当初予算に計上しておりました移住定住促進プロジェクト

事業を地方創生推進交付金から、県補助金の地域づくり夢チャレンジ推進補助金申請に切り替えたものでございます。３５目、教育費国庫補助金、１５節、社会教育費補助金の２２５万３,０００円は、まちづくり酒屋の災害復旧関連費用の７割の補助を受けるものでございます。

７０款、県支出金、１０項、県補助金、５目、総務費県補助金、５節、総務費補助金は平成２８年熊本地震復興基金交付金が２,４８０万４,０００円と、先ほどご説明しました地域づくり夢チャレンジ推進補助金で、事業費の４分の３の補助でございます。２０目、農林水産県補助金、５節、農業費補助金の３,３２０万９,０００円につきましては、歳出でご説明しました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で事業費の７割が県補助金で２,８４３万７,０００円、攻めの園芸生産対策事業費補助金と果樹競争力強化推進事業費補助金は歳出の補助金額と同額が補助されるものでございます。

９ページをご覧ください。９９款、町債、５項、町債、５目、総務費、１５節、合併特例債のうち１,０９０万円を氷川町役場駐車場及び多目的駐車場整備事業に充てるものです。２０目、土木費、１５節、合併特例債の７６０万円は、町道河原鹿島西網道線及び町道太尾刈萱橋線の道路改良事業に充てるものです。

２５目、消防費、１０節、合併特例債の１億３,３１０万円は、役場庁舎危機管理室増築事業に充てるものでございます。１５節、緊急防災・減災事業債の１,０９０万円は防災行政無線デジタル化事業に充てるものでございます。

３０目、教育債、１０節、合併特例債の１億２,８６０万円は、竜北西部小学校プール改修、付属棟改築工事事業と次の１０ページ、竜北東小学校プール改修事業に充てるものでございます。

３５目、災害復旧費、１５節、単独災害復旧事業債の主なものは、立神地区の水路復旧事業の６７５万円でございます。

最後になりますが、２０ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第２９号、平成２９年度氷川町一般会計補正予算（第１号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 続きまして、議案第３０号、平成２９年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

平成２９年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,976万円とするものでございます。

6ページ、歳入をご覧ください。30款、諸収入、10項、償還金及び還付加算金、5目、5節、保険料還付金に60万円、10目、5節、還付加算金に9万円を補正するものです。

7ページ、歳出をご覧ください。20款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、保険料還付金、23節、償還金利子及び割引料に保険料還付金60万円、10目、還付加算金、23節、償還金利子及び割引料に、還付加算金9万円を補正するものです。これは、国の保険料算定システムの設定に誤りがあり、保険料の軽減判定が誤って行われていたため、過大に徴収されている被保険者の方々に還付するためのものでございます。

以上で、議案第30号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 議案第31号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

氷川町防災備蓄倉庫新築工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。契約金額8,613万円、契約の相手方、熊本県八代郡氷川町鹿島745番地4、株式会社上村工業、代表取締役 上村幸義様でございます。

提案理由といたしましては、氷川町防災備蓄倉庫新築工事請負契約について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものでございます。

これで、議案第31号、工事請負契約の締結について説明を終わります。

○議長（片山裕治君） しばらく休憩をとります。11時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりました。これから質疑を行います。承認第1号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について、質疑ありませんか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 基本的なお尋ねで申し訳ありませんが、今回のこの変更ですが、現行の中で1年以上、町内に居住及び同居というのが、この「居住を外す」ということですね。

それと、もう1点、出産によって子の父または母となった者で、当該子を養育している者ということで、この意味だと同一ということですよ。父母しかあり得ないということですよ、この対象者は。それが今度は、当該子を養育する者（養育者）ということになります。その父母以外にも養育をしているという実態が把握できたら、その方にも支給、一時金で支給する、さらに2年3年以降、支給をするというふうに改めたということで、はっきり申し上げて、この「同居」という用語が不必要だったということと、当該子を養育している者というふうに追記してありますけど、これはもともと父と母しかあり得なかったということで、それを変更した、補足したというふうに理解してよろしいですかね。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） ただいまの河口議員の質問の1番目、「同居」を外すということですが、当該子とともに町内に居住するということで、同居というふうに理解はできるのかなというふうに考えております。

それと、2番目の質問は、どういった内容だったですかね。ちょっとわかりづらかったんですけども。

○議長（片山裕治君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 当該子を養育する者というふうに、追記をしてありますが、変更前は父と母以外にはあり得なかったわけですね。それを今後は、町内に居住する父母以外にも養育をしているという実態があれば、その方にも支給、また引き続き支給をしていくと、そういうふうに改めたということですね。これまでは父と母だけに限定してあった分を追加をするということですね。追認をするということですね。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） これまでは、この表記の中で、父母となっておりまして。ですが、規則のほうで対象になった子の養育者もこの申請をしていいというふ

うにうたっております、ちょっとその辺りも規則でうたっていたものを条例で明記したものでございます。

以上です。

○議長（片山裕治君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 付随しまして、その当該子を養育する者、養育者ですが、この養育者というのは、どこまでに限定をされますか。どういう方まで想定をされるわけですか。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） 先ほども説明しましたように、親権者の死亡もしくは離婚等により、その当該子をやむを得ない事情により養育している者というふうに考えております。範囲と言われましたら、いろんなケースがございますので、例えば子どもさんが生まれて申請の間に、例えば親御さんが交通事故で亡くなられたという場合には、その子どもさんを養育する者というふうに理解すべきじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 課長、一つ、この養育者も父母方で交通事故ということ限定する自体もおかしいんじゃないの、そういうことを。

この条例改正を明確に、結局、条例制定を改正したということにおいては、これは産建の江寄委員長も満足しているから、今後において、一つ、今、河口議員が言っていた、養育者ということが追加になっているということにおいて、後見人制度に適用したのか、せんのかという、ちょっと一つのクエスチョンはあるんだけど、その辺のところは、この条例改正において、ある程度完璧にやったということで評価したいと思います。

○議長（片山裕治君） 町民環境課長、野田俊明君。

○町民環境課長（野田俊明君） ありがとうございます。今、議員、おっしゃいました後見人ですね、後見人辺りも当然、養育者に該当するんだというふうには理解しております。

すいません、私が交通事故の表現がまずくて、後見人の表現のほうがよかったかなと思いますけれども、ちょっと申し訳ございませんでした。以後、これからもこの制度を有効に活用して、町の子どもがたくさん誕生できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 問題は課長ね、条例うんぬんという、あまり不備を追求することじゃなくて、この祝金制度ということを設けたということにおいて、町民の今からの子育て、出産をする人たちのいろんな啓発・啓蒙に役立つということをみんな知らなきゃならんということだよ、議会は。議会もそうだけど、だから、あんまり条例がどうのこうのということに、こだわる必要は何にもないということの一つ申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について、質疑ありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回の一般質問補正に関して、資料を提出していただいております。合併特例債関係資料、それから今回の駐車場の拡幅、それから防災無線、これらの資料を提出してもらっておりますが、一つ、町長にお伺いしたいんですけども、合併特例債、今回も、ずいぶん平成29年度補正1号までの集計でいきますと6億6,000万円使われているわけですが、あと残り起債可能枠24億3,000万円あるというふうに、資料提出をいただきました。すいません、29年度末見込みで17億まで、あと残りますよということですが、今後も含めて合併特例債については、当然、償還がかかわってくるので、思い切り使えばいいというものではないと思うんですね。やむを得ず必要な事業なので、こういう合併特例債を充てておられるんじゃないかなと思うんですけども、この合併特例債の使用に関して、町長の考え方、それから今後あと残り17億についても、まだ合併特例債を利用してこういう事業をやろうという考え方があるのかどうか、そのところをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） お答えいたします。合併特例債といえども、いわゆる起債、借金には間違いございません。かなり膨らんできているという思いもございますが、いつも言うておりますように、必要な事業については、やはりやっていかないとなりません。タイムリーにしないでなりません。そういったときに、この合併特例債を今までタイムリーに使わせてきていただいたというふうに思っております、あと残りは17億あるから、全部起債をしようじゃないかという話にはなりません。

しかし、今後も、昨日も少し申し上げましたけれども、宮原処理区の下水道の広域への編入等々にも相当のいわゆる財がかかります。負担割合を今から決めていきますので、私どもの負担がどのくらいになるのかというのは、まだ見えてきておりませんが、そういった際に有利な起債を使うというのは、ありなのかなというふうに思っております、今後も必要な事業につきましては使っていきたいなと。

しかし、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、償還という部分もしっかり考えておかねばなりません。そういった意味で一昨年、これまでなかった財政計画を初めてつくりました。いわゆる償還も含めて、これから10年20年、先の部分をきちんと回っていくのか、この町が経営できるのかというところを今、財政のほうでしっかり、その後も管理をしながら起債も起こしているところでありまして、その辺りにつきましても十分注意をしながら、今後も活用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 合併特例債の使い方については、特に注意しながら、議会としても見守っていかないと、それこそ起債残高、先ほど企画財政課長からありましたように、当該年度末で68億にも上るということで、本年度中2億使いますよということですので、こういう中で、あとで財政的に問題が起きなければいいがなという不安もありますので、そこのところは今後、議会のほうでもチェックしていってほしいなというふうに思います。

それから、もう1点、今回、防災行政無線に関して、総額9億4,440万円の事業が組まれています。これは、この防災無線事業を立ち上げる際に、お話を聞いたのは補助事業がない。防災行政無線について補助事業がないので、今回、緊急防災・減災事業債、充当率100%で交付税が70%ありますよという手元のほうに資料が来ております。この緊急防災・減災事業債だけで、やるという形を取られているんですけども、実質的に防災行政無線に関して補助事業が本当にないのかどうかというのが少し疑問があります。というのは、やはり国の施策、それから県の施策等についても、この防災については、補助事業があつてしかるべきじゃないかなと思うんだけど、調査不足とか、そういうのがなかったかどうか。もちろん、先ほど町長が言われたような必要な事業であるということは認識しておりますが、財源的にもっと調査をして、今回、補助要望等もやるという話なんですけれども、例えば補助事業が付いてからでは遅いのかどうか。そういうところは、どういうふうに検討なされたかをお伺いしたいと思います。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） まず、補助事業の確認につきましては、県のほうとも協議はさせていただいてやったところでございます。議員もご存じのように、広域が事業を進められていたときに、国の補助事業ございました。広域についてはあったところでございます。八代広域事業につきましても、その補助事業に手を挙げまして、残念ながら補助事業は枠が取れなかったということで、起債事業で実施されましたけれども、その頃のうわさ話で申し訳ございませんけれども、広域行政事務系

の整備が終わったら、自治体の補助事業に移るだろうという話はあったところでございます。その付近を含めながら、町のほうでも計画をしていきまして、平成28年度にこの全体の計画像をつくり上げたところでございますけれども、その段階でも県の担当課のほうとも協議を進めさせていただきながら、残念ながら補助事業はないということで、昨年11月に政府要望いたしましたときにも、総務省のほうに、この防災行政無線デジタル化については、どうぞ、自治体の特に熊本県におきましては、地震の被災県ということで、財源的にかなり厳しいということで、事業化をしてほしいということで政府要望もさせていただいたところでございますが、まだその実現には至っていないということで、今回、起債事業ということで考えたところでございます。

なお、そのあとにございました、合併特例債を使って緊急にやる必要があるのか、とこいうところでもございましたけれども、補助事業化の要請はいたしながら、先ほど町長のほうからもありましたように、有利な緊急防災・減災事業債と、それからデジタル化のほうは特例債という形になりますので、有利な起債のほうを使いたいということで、全体完成まで3年間が必要というところで、29年度から合併特例債の発行が32年という形に期限が迫ってまいりましたので、計画をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 内容的にはよく理解できました。もう一つ、総務のほうになるもので、私は産建ですから、もう一つ質問をさせていただきたいんです。

今回、役場庁舎の危機管理室の増築工事について予算が出ています。1億4,000万円の総額事業ですけれども、これについては場所もどういう内容かも説明を受けずに予算が計上されましたので、資料提出を求めたところです。そこで今回、駐車場整備も含めまして、事業内容について、提出していただいた図面に基づいて説明をまずしていただければと思いますが。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 今回、計画いたしました危機管理室につきましては、お手元に資料があるかと思いますが、全体の位置図から申し上げますと、町長室の東側という形になります。それと、職員駐車場のほうを東側のほうに準備しておりますが、その一角に係るという形で配置をいたしております。建築いたします面積につきましては、防災対策本部室が132.09平方メートル、それから無線室が29.84平方メートル、副町長室の一部を縮小いたしまして、副町長室から町長室の裏を通過、中廊下を通過して無線室、それから本部室のほうに入るという形で建築い

たしますが、その廊下部分に29.07平方メートル、先ほど言いました副町長室の一部通路に使うということで、副町長室の改修を行いますということで、副町長室の28.46平米も含めましたところでの建築を考えているところでございます。

庁舎内のほかの位置の所も検討いたして、この配置を考えたところでございますが、昨年の熊本地震を経験いたしまして、多人数の関係者を収容する場所がないというところで、今回この対策室のほうが約80名入るような部屋になりますけれども、その中にいろんなシステムを入れながら、現地での被災状況もわかるようなシステムを導入していこうというところで、総事業費が10億を超す事業費という形になったところでございます。

それに併せまして、町長東側の職員駐車場の一部まで、この対策室に係るということで、これもまた、先ほど企画財政課長のほうからご説明いたしましたように、緊急時に役場、それから隣の文化センター、体育センター、特に文化センターのほうは一時避難所ということで、第一時的に避難をいただく施設という形でとっておりますが、避難においでになられる方々の車を止める場所もないということで、役場の現庁舎の駐車場の配置もまた見直そうというところで計画をいたしているところでございます。

それにも含めまして、それでも不足をすると一時避難所として大人数の方々を避難させるためには、別にまた駐車場も設ける必要もあるということで、役場向かい側の駐在所の隣になります土地のほうを買収し、そういった一時避難所あるいは役場周辺での会合等に使える駐車場というところで整備をしたいと、いうところで一括して併せて、この防災行政無線対策室の整備と併せまして、その駐車場のほうも確保をしようというところで計画を進めてきたところでございます。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、この増築される危機管理室なんですけども、ここのグラウンドレベルは何メートルになっているんですか。大雨等によって、役場の前の川、結構水位上がって、水位が上がる可能性は十分ある。裏のほうも浸かるっていう話を聞いて、裏のほうの資材倉庫、防災資材倉庫は上げなければいけない。上げてあるんですよね。危機管理室、今、この図面を見る限りにおいては、その水害対策等についての配慮がなされているのかなというのが、ちょっと気になりました。

それから、メインとしては、災害対策本部室で人が集まるエリアがほとんどなんだけれども、防災倉庫についてはそういう水位、水害対策を考慮して上げなければいけませんよという説明を受けましたが、今回の災害対策本部を置くんですよ。水防倉庫は水に浸からないけど、災害対策本部は水に浸かりますということになるん

だけど、その配慮はどういうふうになるんですか。そこまで考慮されているんですか。地震のことは今話聞きましたけれども、そこも配慮すべきだと思うんですけど、どうなのでしょう。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 確かに、議員、今おっしゃられましたように、数年前に備蓄倉庫建築いたしましたときには、水害が来るんだということで、かさ上げて約90センチほどG L上げてつくったところでございますが、今回の計画につきましても、過去の実績をいろいろ勘案していただきまして、大雨の予想も入れたところで水害調査までやったところで計画をいたしたところですが、ここまで来ないという判断の下に、そのG Lにつきましてはこの庁舎と同じ高さという形で考えております。

○議長（片山裕治君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 議長、ちょっと休憩をお願いできますか。

○議長（片山裕治君） はい、しばらく休憩をとります。

—————○—————

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

—————○—————

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 町長にお伺いします。防災倉庫は約1メートルぐらい水に浸かるので、上げなければいけないという説明を議会のほうにされたんですけども、今回、災害対策本部をつくるということで、危機管理室についてはすぐそばにあるので、この場合には水害対策のために上げなくていいかどうか、そのところを町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） お答えいたします。水防倉庫をつくりましたときに、そのような説明があったということでございますけれども、私の認識といたしましては、水防防災倉庫から、いわゆる物質の搬出に車がそのまま付けられて、そのまま荷台で積めるような構造にするというところで、あのG Lが決まったというふうに認識しておりますので、水害に遭うという前提で上げたという認識はございません。同様に、この役場庁舎も、じゃあ、浸かるのかという話になりますので、そういった全く心配ございませんので、今回の無線室につきましては、役場と同じG Lでつくらせていただくという計画を立てているところであります。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） ちょっと町長ね、この防災体制に対しては国の方針だと。ある程度、国策というようなこともあると思うんですよ。だから、やることはどんどんやって、例えば今、合併特例債、例えば復興ですね、この原資ですかね、緊急防災・減災事業債ということ発行する。しかし、交付税措置が70%で措置するんだと。補助金としてきちっとしたものじゃなくても、国を信用する以外ないわけですよ。だから、事業というのは今後における防災について、ある程度、町民が安心・安全な結局、暮らしができる施策が第一番だと思いますから、この事業に対してどんどん推進していければいいと思います。

○議長（片山裕治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 質疑でございますので、お答えしませんと済まないようでございますが、議員おっしゃいましたとおり、有利な起債それも交付税措置がある、いわゆる借金をしていくということでございます、すべてが借金ということでもございません。そういったところはしっかり考えながら、これからも必要な事業につきましては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（片山裕治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 課長ね、議員たちもよく知らない。私もよく後期高齢者医療という一つの制度、これは確かね、老人保険制度から平成20年度からこの制度に変わったと思うんだけど、これ75歳以上の人たちが被保険者となる。今現在、氷川町には何名の人がこの制度を利用している、保険証を利用している人がいるのかという1点と、それと結局、例えば国の制度、結局、国、県、市町村が例えば50%負担をすると、そして40%は40歳以上の人たちが負担をしますよと。1割があなたたちの負担金ですよというような制度だと思っているんですが、その中で、例えば年金生活と年金生活じゃない人たちから納付することにおいて、自主的に、自主ですよ、年金から引いていいですよという制度なのか、強制的に年金から徴収するのか、その辺のところと、そして自主納付者に対してはどうなのかと。

それと、もう一つは、じゃあこれが、例えば納付しない、納付をしない人に対して2年間納付しなかった、それでは不納欠損で落ちますよと。保険証は発行しますよ、納付する人間がばかを見る、納付しない人間が得をするという論理は存在するのか、しないのか。その辺のところ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 1点目の現在の後期高齢者医療の被保険者数の件です

が、被保険者数につきましては、平成２９年４月３０日現在の被保険者数は２，３８８人となっております。

続きまして、保険者、要するに年金の受給者の方々の保険者の徴収方法についてのお尋ねかと。負担割合につきましては、公費として国、県、市町村が約５割、それと被保険者による保険料が１割、残り４割を各社会保険に加入されている加入者すべての方々に賄っているという全体像になります。議員がおっしゃるとおり、高齢者医療支援金という形になっております。

次のところで、年金受給者の方々の納付の方法としましては、対象になった場合は、原則として年金受給者の方は年金からというのが原則になります。しかしながら、これには様々な要件がありまして、年金から納める、特別徴収という表現しておりますが、特別徴収ができない方々もいらっしゃいます。そういう方は、通常は納付書による納付という形になっております。

○議長（片山裕治君）　しばらく休憩をとります。

—————○—————

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時３６分

—————○—————

○議長（片山裕治君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君）　先ほどの年金特徴の方の納付の方法としては、原則としては、特徴、年金から特別徴収される形になりますが、特徴以外に現金、要するに納付書による納付も選択は可能となっております。

続きまして、次の３点目につきましてですが、要するに表現的には滞納されている方の対応ということでのご質問ですが、現在、過年度分の滞納があっている方については、期限付き、要するに３カ月の限定で保険証を交付しております。３カ月ごとにそういう滞納者の方に窓口等においていただいて、納税相談をしていただき、そういう納税の計画を立てていただくと。３カ月ごとに更新していった納税を促すという流れになっております。

以上です。

○議長（片山裕治君）　米村洋君。

○９番（米村　洋君）　それは国民健康保険の問題を言ってるのかね、それとも後期高齢者医療保険のことを言っているの。それはどっちなの。

○議長（片山裕治君）　健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君）　国民健康保険もこのような制度がございますし、私が

今説明したのは、後期高齢者医療に関する制度でございます。

○議長（片山裕治君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） それで、例えば、次の支払いは不納したときに、時効がかかった場合2年ですと、2年で時効ですと言った。結局、不納欠損でポンと処理する。だから保険証を止めることは、国の方針でできないのではないのかなと思うんだけど、それはどうなの。

○議長（片山裕治君） 健康福祉課長、増永光幸君。

○健康福祉課長（増永光幸君） 短期保険者証で3カ月ごとに更新して、最終的には資格者証という、国民健康保険制度と同様で、保険証ではないものの交付をする方法もございますが、現在、こちらの制度の発行はしませんが、3カ月間の短期証の発行でとどめているところでございます。

○議長（片山裕治君） しばらく休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号から議案第31号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第31号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時44分